

『フィンランド2017年若者法』（試訳）

津富 宏・山本 晃史

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第19巻第1号（2020年9月）抜刷

【翻 訳】

『フィンランド2017年若者法』（試訳）

津富 宏・山本 晃史

訳出にあたって

津富（2013）¹では、フィンランドの2006年若者法の試訳を行った。その後、2017年に同法が全面改正されたため、改めて、同法の訳出を行ったのが本稿である。訳出は、フィンランド教育文化省が提供している英語訳に拠った。なお、教育文化省が提供している原文は、法律そのものではなく、「承認された」法案であり、法案の提案趣旨を含んでいる。提案趣旨を含めるほうが、法案の意義が伝わると考え、法案の提案趣旨も訳出した。

また、2017年若者法を紹介している同省のホームページには、本法に伴う政令も掲載されている。² この政令は訳出していないが、国のユースワークと若者政策のプログラム、国家若者協議会、評価・補助金委員会に関する詳細な規定と、補助金の支出等に関する手続き規定を含んでいる。

さて、提案趣旨に示されているとおり、2017年若者法は大きな改正となっている。2017年若者法の構成は以下のとおりである。

第一章 一般規定

第一条（適用範囲）

第二条（若者法の目的）

第三条（定義）

第二章 国のユースワークと若者政策

第四条（政府の責任）

第五条（国のユースワークと若者政策のプログラム）

第六条（国家若者協議会）

1 津富 2013 『フィンランド若者法』（試訳） 『国際関係・比較文化研究』12(1): 207-15.

2 <https://minedu.fi/documents/1410845/4276311/Government+Decree+on+youth+work+and+policy+2017.pdf/465c3d48-b35e-4842-ac53-01d45626362e/Government+Decree+on+youth+work+and+policy+2017.pdf>

第七条 (評価・補助金委員会)

第三章 地方のユースワークと政策、および、分野横断的な協力

第八条 (地方自治体の責任)

第九条 (分野横断的な協力)

第十条 (アウトリーチ・ユースワーク)

第十一条 (アウトリーチ・ユースワークの目的のための情報開示)

第十二条 (アウトリーチ・ユースサービスによる若者に関する情報の処理)

第四章 ユース・ワークショップ活動

第十三条 (ユース・ワークショップ活動)

第十四条 (ユース・ワークショップ活動における若者に関する情報の処理)

第十五条 (ユース・ワークショップ活動に伴う薬物検査)

第五章 国の財政援助

第十六条 (地方自治体に対する政府交付金)

第十七条 (国の補助金の全国的ユースワーク組織の受給資格)

第十八条 (全国的ユースワーク組織に対する国の補助金)

第十九条 (国立ユースワーク専門性センターに対する国の補助金)

第二十条 (国立ユースセンターに対する国の補助金)

第二十一条 (ユース・ワークショップ活動に対する国の補助金)

第二十二条 (その他の国の補助金)

第二十三条 (補助金の受給資格の取消し)

第六章 雑則

第二十四条 (参加・意見聴取・影響)

第二十五条 (国の補助金統括機関)

第二十六条 (政府の交付金と国の補助金の予算手当)

第二十七条 (上訴)

第二十八条 (開示の裁量権)

第七章 施行

第二十九条 (施行)

第三十条 (移行規定)

条文構成を見ると、2006年若者法との違いは、第一に、若者法の目的が充実したことである。2006年若者法では、若者法の目的は以下のように定められている。

第一条

一 この法律の目的は、若者の成長と自立を援助すること、若者の積極的シチズンシップとエンパワメントを促進すること及び若者の成長と生活環境を改善することである。

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

二 この目的の実現は、共同性、連帯、公平と平等、多文化主義と国際主義、健康的な生活及び生命と環境の尊重に基づいている。

一方、2017年若者法では、

第二条

この法律の目的は以下のとおりである。

- 1) 若者の社会的包摂を促進するとともに、若者が影響を及ぼし、社会で機能するために必要なスキルや能力を高める機会を提供する。
- 2) 若者の成長、自立、コミュニティ感覚を支援し、この目的に必要な知識の習得とスキルの獲得を促す。
- 3) 若者の自由時間の活動と市民社会への参加を支援する。
- 4) 若者間の非差別と平等、若者の権利の実現を推進する。
- 5) 若者の成長と生活条件を向上する。

この法律の目的の根底にある原則は以下のとおりである。

- 1) 連帯性、文化的多様性、国際性
- 2) 持続可能な開発、健康的なライフスタイル、生命と環境の尊重
- 3) 分野横断的な協力

と具体化している。このように目的が具体化したことは、フィンランドのユースワーク・若者政策が進化していることを示している。

第二に、いくつかの新たな要素が加わっていることである。そのひとつは、国立ユースワーク専門性センターであり、フィンランドにおけるユースワークの専門性の探求が進展していることがわかる。また一つは、アウトリーチ・ユースワークとユース・ワークショップ活動である。これらは、いわゆる困難性の高い若者を対象としたものであり、フィンランドのユースワークが、普遍的アプローチに加えて、ターゲット型のアプローチを強化していることがわかる。この二つの活動に関連して個人情報扱いに関する規定、さらに、ユース・ワークショップ活動に関連して薬物検査に関する規定が定められているのが象徴的である。

原資料の書誌情報は以下のとおりである・

資料名 Government proposal 111/2016, inclusive of amendments made by the Education and Culture Committee

著者 Ministry of Education and Culture (フィンランド教育文化省)

発行年 2017年

出典 <https://minedu.fi/documents/1410845/4276311/Youth+Act+2017/c9416321-15d7-4a32>

-b29a-314ce961bf06/Youth+Act+2017.pdf

(以下に、訳稿を示す)

教育文化小委員会による修正を含む政府提案 111/2016

新若者法のための政府提案

現行の2006年若者法を全面改正する新若者法を提案する。

新法の目的は、若者の社会的包摂と影響力を発揮する機会を推進し、社会で機能するスキルと能力を伸長し、成長、自立、コミュニティ感覚を支援し、市民社会における知識の獲得、スキルの取得、自由時間における趣味と活動の追求を促進するとともに、若者の成長と生活条件を向上すると同時に、非差別と市民権の実現を推進することである。こうした目的の背景には、連帯、多文化主義、国際主義、持続可能な発展、健康なライフスタイル、生命と環境の尊重、分野横断的協調の原則がある。

教育文化省は、国の若者政策の全般的な行政、調整、発展と、中央政府内における若者政策の追求に適した環境の整備に責任を持つ。本法は、国家若者協議会と評価・補助金委員会を設置することを予定する。地方自治体は、地域の実態に十分な注意を払い、若者に対するサービスと場所を提供し、市民参加を支援することによって、ローカルなユースワークと活動のための必要な前提条件を創造することを義務付けられる。

国家若者協議会が、若者にとって根本的な重要性がある広範な問題に取り組み、政府が若者に対して行っている手段と若者のためのサービスと活動の影響を評価することを提案する。国家若者協議会の活動の重要な側面の一つは、エビデンスに基づく、若者の成長と生活条件の査定を行い、若者とその生活条件に関する最新の情報を生み出すことである。

本法の下で、本法の目的を追求しその根底にある原理を推進する、登録された協会や財団が、国の補助金の受給資格があるユースワーク組織として承認される。その組織が補助金に関する法的基準を満たさなくなれば、国の補助金の受給資格は剥奪される。

さらに、本法は、国立ユースワーク専門性センターに対する国の補助金についての規定を含む。また、本法は、ユース・ワークショップに関する規定、ユース・ワー

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

クショップに対する国の補助金、ユース・ワークショップにおいて薬物検査を行う可能性について提案する。同時に、若者政策と地方のユースワークに対する国の責任についての規定を更新する。本法は、若者の成長、自立、社会的包摂を支援し、若者の成長と生活条件を向上するための取り組みにおける中心的な政策文書としての役割を果たす国のユースワーク・若者政策のプログラムに関する規定を定める。さらに、教育文化省の監督の下、活動するユースワーク団体の義務についても見直す。同時に、全国的ユースワーク組織の補助金受給資格と、補助金の支給に関する規定についても更新する。

本法は、2017年1月1日に施行される。

若 者 法

第一章 一般規定

(適用範囲)

第一条

この法律は、ユースワークと若者活動の促進、若者政策、それに関連する国や地方自治体の責任、協力、国の資金援助に関する規定を定める。

この法律の規定のほか、フィンランドが引き受ける国際的な義務が適用される。

(若者法の目的)

第二条

この法律の目的は以下のとおりである。

- 1) 若者の社会的包摂を促進するとともに、若者が影響を及ぼし、社会で機能するために必要なスキルや能力を高める機会を提供する。
- 2) 若者の成長、自立、一体感を支援し、この目的に必要な知識の習得とスキルの獲得を促す。
- 3) 若者の自由時間の活動と市民社会への参加を支援する。
- 4) 若者間の非差別と平等、若者の権利の実現を推進する。
- 5) 若者の成長と生活条件を向上する。

この法律の目的の根底にある原則は以下のとおりである。

- 1) 連帯性、文化的多様性、国際性
- 2) 持続可能な開発、健康的なライフスタイル、生命と環境の尊重
- 3) 分野横断的な協力

(定義)

第三条

この法律において

- 1) 若者とは、二十九歳未満の者を意味する。
- 2) ユースワークとは、社会における若者の成長、自立、社会的包摂を支援する取組みを意味する。
- 3) 若者政策とは、若者の成長と生活条件、世代間の相互作用を向上させるために調整された行動を意味する。
- 4) 若者活動とは、若者が自らの意思で自発的に参加する活動を意味する。
- 5) 全国的若者組織とは、この法律の目的を追求し、この法律の根底にある原則を推進し、その活動が全国各地に及ぶ、登録された組織を意味する。
- 6) 全国的ユースワーク組織とは、全国的若者組織とは別に、この法律の目的を追求し、この法律の根底にある原則を推進し、その活動が全国各地に及ぶ、若者活動またはユースワークサービスを提供する登録された組織または財団を意味する。
- 7) 国立ユースワーク専門性センターとは、全国的に若者関連の問題に関する能力と専門知識を開発し普及することを目指す組織を意味する。専門性センターは、二つ以上の組織から成る契約ベースの共同事業体で構成されることがある。

第二章 国のユースワークと若者政策

(政府の責任)

第四条

教育文化省は、国の若者政策の全体的な運営、調整、開発を行い、中央政府における政策の追求にふさわしい条件を創造する責任を負っている。

ユースワークおよび若者政策に関する地方行政業務の責任は、地方の州行政機関が担う。これらの業務に関する更なる規定は、政令によって発出されなければならない。

ここに定義された業務を遂行する際、国は必要に応じて、地方自治体、若者組織、その他の組織、および若者たち本人と協力しなければならない。

(国のユースワークと若者政策のプログラム)

第五条

政府は、四年に一度、国のユースワークと若者政策のプログラムを策定しなければならない。

このプログラムは、国のユースワークと若者政策のより詳細な目標と、これらの取組みに提供される支援を定める。プログラムの実施はモニターされ、プログラムは必

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

要に応じて修正される。

このプログラムは、教育文化省が関係省庁と協議の上、策定する。策定の過程においては、若者と、ユースワークと政策に関わる主要な関係者の意見を聴取する。

このプログラムの内容および準備に関する詳細規定は、政令で定める。

(国家若者協議会)

第六条

政府は、教育文化省の援助の下で運営される国家若者協議会を設置する。

国家若者協議会は

- 1) 若者にとって基本的かつ広範に重要である問題に対処し、中央政府が若者に対してとる手段が若者や若者を対象としたサービスや活動に与える影響を評価する。
- 2) 若者政策を発展させる取組みや提案を紹介する。
- 3) 若者とその生活条件についての最新の情報を産出する。
- 4) 国のユースワークと政策プログラムにおいて取り組むべき課題について、教育文化省に対して意見を述べる。
- 5) この分野における国際的な動向と協力を把握する。

本協議会は、取り組むべき協議事項について準備するための小委員会を含むことができる。

国家若者協議会の任務と任命に関する詳細規定は、政令で定める。また、協議会の構成も政令によって示す。

(評価・補助金委員会)

第七条

全国的ユースワーク組織に与えられる国家助成に関する事項について、教育文化省は、政府によって任命される評価・補助金委員会の援助を受ける。同委員会は、そのメンバーの中から、協議事項について準備するための小委員会を任命することができる。

同委員会は

- 1) 全国的ユースワーク組織および国立ユースワーク専門性センターに対する国家補助の適格性について、教育文化省に対し意見を述べる。
 - 2) 全国的ユースワーク組織および国立ユースワーク専門センターへの国家補助の配分について、教育文化省に提案する。
 - 3) 教育文化省の依頼により、国の補助金を受けている組織の活動の評価を行う。
- 同委員会の任務と任命に関する詳細規定は、政令で定める。また、委員会の構成も政令で定める。

第三章 地方のユースワークと政策、および、分野横断的な協力

(地方自治体の責任)

第八条

ユースワークと政策の責任は地方自治体にある。第二条に定義されている目的を追求し、その根底にある原則を推進するにあたり、地方自治体は、地方の状況を十分に考慮した上で、若者のためのサービスや施設を提供し、若者の市民参加を支援することにより、地方のユースワークや活動に必要な前提条件を整える義務がある。

第一条に規定された業務を遂行するにあたり、地方自治体は、必要に応じて、若者本人、その家族、ユースワーク組織、宗教組織、その他ユースワークに従事する関係者ならびに若者サービスを提供する他の当局と協力することが求められている。

(分野横断的な協力)

第九条

自治体間の横断的な協力を計画し、そのような協力を発展させるために、地方自治体は、運営・サービスネットワークを構築するか、または、その自治体内に住むすべての若者を対象とした活動を行う協力チームを設置する。このネットワークまたは協力チームは、若者組織、宗教組織などの若者サービスを提供する主体との相互作用を通じて、活動しなければならない。二つ以上の地方自治体は、ネットワークを共有することができる。これらのネットワークは、個々の若者に関する問題は扱わない。

このネットワークまたはそれに相当する協力チームは

- 1) 若者の成長や生活条件に関する情報を収集し、意思決定を支援するため、この情報に照らして状況を評価する。
- 2) 若者のためのサービスの調整状況を改善し、円滑な情報交換を保障するとともに、若者をサービスにつなぐ共有手続きを促進する。
- 3) 若者活動の実施における協力を推進する。

(アウトリーチ・ユースワーク)

第十条

アウトリーチ・ユースワークの使命は支援を必要としている若者に出会い、教育へのアクセスを改善し労働市場に入ることを促進し、彼らの成長、自立、社会的包摂、生活管理スキルを推進するために設計されたサービスやその他の支援を提供することである。アウトリーチ・ユースワークは、当該の若者の自発的な参加と協力に基づいている。

地方自治体がアウトリーチ・ユースワークを行う際には、アウトリーチ・ユースワー

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

クを実施する責任を持つ職員またはその他の自治体が契約した者を任命しなければならない。アウトリーチ・ユースワーカーは、若者と活動するために適切な研修を受け経験を積まなければならない。アウトリーチ・ユースワークは、単一の地方自治体が提供する場合もあれば、複数の地方自治体が合同して提供する場合もある。地方自治体は、若者サービスを提供する主体からサービスを購入することで、アウトリーチ・ユースワークを組織することも可能である。その場合、地方自治体は、この法律に沿ってサービスが提供されることを保障しなければならない。

アウトリーチ・ユースワークは、まず、若者本人から提供された情報、あるいは、支援の必要性についての若者本人による評価に基づいて始められなければならない。このほか、アウトリーチ・ユースワークは、他の当局から提供された情報に基づいて始められることもある。

(アウトリーチ・ユースワークの目的のための情報開示)

第十一条

本法または他の法律に定めのある場合を除き、若者の同意を得られない限り、アウトリーチ・ユースワークの目的のために情報を開示してはならない。

非開示規定にかかわらず、当該の若者を特定する情報とその連絡先の詳細は、アウトリーチ・ユースワークの目的のために、若者の出身である地方自治体に対して、以下のとおり開示される。

- 1) 教育提供者は、基礎教育を修了したものの基礎教育を超える教育を受けようとする若者に関する情報を開示しなければならない。
- 2) 教育提供者は、職業教育または一般高等教育に参加することを中断した若者に関する情報を開示しなければならない。
- 3) 国防軍および非兵役センターは、体力がないために兵役や非兵役を免除された、または、兵役や非兵役を完了しないことを決断した若者に関する情報を開示しなければならない。

教育提供者または訓練提供者、国防軍、非兵役センターは、入手可能な情報、および、若者の状況と関連するすべての状況に照らした上で支援の必要性を考慮し、第十条の意味するところのサービスやその他の支援は不必要であると判断した場合には、第二条にいうところの若者に関する情報を非開示とする決定をすることができる。

さらに、本条で定義されていない当局またはフィンランド社会保険機構(Kela)は、入手可能な情報と、および、若者の状況と関連するすべての状況に照らした上で支援の必要性を考慮し、サービスやその他の支援を利用するための緊急支援を必要としていると判断した場合には、非開示規定にかかわらず、当該の若者を特定する情報とその連絡先の詳細を開示することができる。

登録された協会、財団、余暇活動を提供するその他の組織が、若者がアウトリーチ・

ユースサービスを必要としていると判断した場合には、若者による即時の同意または未成年者の保護者の同意に従い、アウトリーチ・ユースワークの目的のために、若者を特定する情報とその連絡先の詳細を開示することができる。

第二条及び第四条に該当する場合には、アウトリーチ・ユースワークの目的のために、若者に関する情報が開示される可能性があることを、本条の規定による情報を開示する者は、事前に、かつ、適切な伝達手段を用いて、若者または未成年の若者の保護者に通知しておかなければならない。

児童福祉通知および事前児童福祉通知に関する規定は、児童福祉法（417/2007）第二十五条および第二十五条cに定められている。支援の必要性を評価するための社会サービスへの連絡に関する規定は、社会福祉法（1301/2014）第三十五条に規定されている。法律で情報開示を求められている関係者は、社会サービスと同等の当局に連絡する際には、同じ情報に基づいてアウトリーチ・ユースワーク・サービスに通知を提出する必要はない。

（アウトリーチ・ユースサービスによる若者に関する情報の処理）

第十二条

アウトリーチ・ユースワークの目的のために開示された個人情報および連絡先の詳細は、電子形式で提供することができる。支援を必要としている若者を特定し、アウトリーチ・ユースサービスの職務を実施するために、アウトリーチ・ユースワークの過程などで得られた情報を結合することができる。個々の若者の問題がアウトリーチ・ユースワークにおいて扱われる場合、若者を特定する情報と連絡先の詳細を開示した関係者、その後取られるべき措置、開示された情報の種類、そのような情報が開示された関係者の記録が作成されなければならない。個人情報の処理と管理に責任を負う文書管理者は、地方自治体である。

アウトリーチ・ユースワークの過程で得られた情報は、若者の同意を得た上でのみ、または若者が未成年の場合は保護者の同意を得た上でのみ、他の当局に開示することができる。しかしながら、未成年者は、その発達段階に応じて、自らの個人情報の開示に関する判断をすることができる。職務の遂行にとって必要がなくなった場合は、全ての情報を速やかに破棄しなければならない。

アウトリーチ・ユースワークに従事する者は、当該の若者の同意なしに、または、若者が未成年の場合には保護者の同意なしに、この法律に定められた職務の過程で知り得た若者の個人的な状況、健康状態、受け取っている給付、支援行動、金銭状況に関する情報を第三者に開示してはならない。

第四章 ユース・ワークショップ活動

(ユース・ワークショップ活動)

第十三条

ユース・ワークショップ活動の目的は、教育と訓練にアクセスしてそれらを修了し、オープンな労働市場に参加し、その他の必要なサービスにアクセスするための、若者の能力を高めるための訓練を提供することである。ワークショップ活動の目的は、若者の生活管理スキルを高めるとともに、若者の成長、自立、社会的包摂を促進することである。若者は、能力に応じて、仕事やリハビリ活動を参加することで、これらのスキルや能力を獲得する。ワークショップに参加する一人一人の若者のために、個人的な訓練計画が用意される。ユース・ワークショップ活動は、一つの自治体、あるいは、合同した複数の自治体、または若者のためのサービスを提供している団体が組織することができる。ユース・ワークショップは、若者のための個別の職業訓練を提供するための専門知識を有するべきである。ユース・ワークショップは、自らの成果を点検しなければならない。

原則として、若者は、当局や公共的な機能を果たす団体からワークショップを紹介される。若者自身が、ワークショップへの参加を求めることもできる。ワークショップに紹介された若者は、提供される訓練について、書面で契約が作成される。契約、または、第一条に規定された職務の遂行の過程で提供された情報は、当該の若者を特定し、ユース・ワークショップ活動を実施するために、ユース・ワークショップ活動において活用されることがある。ユース・ワークショップ活動の主催者は、機密情報の処理にかかわる業務を確定しなければならない。

(ユース・ワークショップ活動における若者に関する情報の処理)

第十四条

ユース・ワークショップ活動の主催者は、個人情報の処理に責任を負う文書管理者である。ユース・ワークショップ活動において、特定の若者の問題が扱われる場合、第十三条で定める契約書、個人訓練計画、訓練の点検結果として得られたデータ、今後とるべき措置、開示された情報の種類と、その情報の開示を受けた関係者についての記述が、個人データファイルに登録される。若者の訓練に責任を持つ個人についても、個人データファイルに登録しなければならない。

訓練を計画し、スキルや能力の発達における進歩を証明し、受けた訓練の成果や当該の若者にとってのその他のサービスの必要性について判断するために、若者についての情報が収集される。このような情報は、訓練における進歩を観察することによって若者自身から、あるいは、研修を若者に紹介した自治体やその他の公的機能を果た

す団体から得られる。

ユース・ワークショップ活動の過程で得られた情報は、若者の同意を得た上で、または若者が未成年の場合には保護者の同意を得た上で、自治体または公的機能を果たすその他の団体に対してのみ開示することができる。しかしながら、未成年者は、その発達段階に応じて、個人情報の開示についての判断をすることができる。ワークショップ活動のために必要がなくなった場合は、個人データファイルに情報を入力したその日から四週間以内に、すべての情報を速やかに破棄しなければならない。

ユース・ワークショップ活動の主催者またはその被雇用者は、関係する若者の同意なしに、または、若者が未成年の場合には保護者の同意なしに、この法律に定められた職務の過程で知り得た若者の個人的な状況、健康状態、受け取っている給付、支援行動、金銭状況に関する情報を第三者に開示してはならない。

(ユース・ワークショップ活動に伴う薬物検査)

第十五条

ユース・ワークショップ活動の主催者は、若者がワークショップの訓練を受けている際に薬物の影響下にある、あるいは、薬物依存症であると疑われる場合、その若者に対して、薬物検査を受けた証明書の提示を求めることができる。検査のさらなる前提条件は、検査が若者の機能的能力を確認するために必要であること、若者が通常を超えた精度、信頼性、独立した判断力、素早い反応を必要とする仕事を行うこと、薬物の影響下にある、あるいは、薬物依存症でありながら働くことが

- 1) 若者自身または他者の生命・身体に重大な危険を及ぼす恐れがある場合
- 2) 交通安全を著しく損なう場合
- 3) 麻薬法(373/2008)第三条(1)(5)に規定する薬物の違法な取引または頒布のリスクを著しく増大させる場合

である。

薬物検査証明書とは、若者が麻薬法第三条(1)(5)に規定する薬物の有無を検出するための検査を受けたことの、登録された医療専門家による証明であり、若者が機能的能力を損なう仕方で医療以外の目的で麻薬を使用したかどうかの検査に基づいた説明を意味する。証明書は、ユース・ワークショップ活動の主催者が定めた妥当な期間内に提示されなければならない。未成年の若者の保護者は、薬物検査の要請を知らされなければならない。

薬物検査の結果として得られた情報は、若者の訓練計画と第十三条で定める契約書の修正にのみ使用することができる。薬物検査の結果として得られた情報は、ユース・ワークショップにおける若者の訓練の責任者、または、契約書の修正を決定する者のみが処理することができる。薬物検査証明書は、その他の個人情報と別にして保存しなければならない。ユース・ワークショップ活動の主催者が要求した薬物検査証明書

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

を入手できず、第一条で定義された種類の業務に若者を割り当てることを計画していた場合、若者の訓練計画と第十三条に定める契約書が修正されることがある。

ユース・ワークショップ活動の主催者は、本条で示されている薬物検査証明書の費用を負担しなければならない。

他のすべての点については、若者に実施された薬物検査は、産業保健法(1383/2001)の第十九条の規定に定めるところによる。

第五章 国の財政援助

(地方自治体に対する政府交付金)

第十六条

この法律の目的のための政府交付金に関する規定は、教育と文化の財政負担に関する法律(the Act on the Financing of Education and Culture (1705/2009))に定められている。

(国の補助金の全国的ユースワーク組織の受給資格)

第十七条

補助金の受給資格を得るためには、全国的ユースワーク組織は、教育文化省から補助金を受ける資格についての承認をまず受けなければならない。

第二条に定義されている目的を追求し、その根底にある原則を推進しているユースワーク組織は、補助金の対象として認めることができる。ユースワーク組織が補助金を受ける資格があるかどうかを評価する際には、その活動の全国的な活動範囲、質、分野の広さ、社会的影響、また、その団体が若者の間で非差別、平等、社会的包摂を推進している仕方を十分に検討しなければならない。

しかしながら、単一の訓練分野、研究分野、活動分野を促進することを主たる使命とする組織は、補助金の対象とはならない。同様に、専門職組合や労働組合を基礎とする組織を促進することを主たる使命とする組織は、補助金の対象とはならない。

補助金に関して特定の規定がある組織、または、国家予算に特別な予算が配分されている組織は、この法律の下では補助金を受けることができない。

補助金の受給資格に関する本条の意味するところの、組織の承認基準および承認手続きに関する詳細規定は、政令で定める。

(全国的ユースワーク組織に対する国の補助金)

第十八条

全国的ユースワーク組織の活動資金のための歳出は、年間の国家予算に含めることができる。

裁量的政府交付金に関する法律 (the Act on Discretionary Government Transfers) 第七条二項に規定されているように、全国的ユースワーク組織は、登録されている地域または地方の関連組織の活動のために、受領した補助金を配分することができる。

ユースワーク組織への補助金の額が決定される際には、組織の財務管理、ならびに、その活動の全国的な範囲、質、分野の広さ、社会的影響を十分に検討しなければならない。補助金の額を決定する際のその他の考慮事項は、組織が、その活動を通じて、非差別、平等、社会的包摂を推進している仕方や、第二条に示されている目的を追求し、その根底にある原則を推進している仕方が含まれる。国の補助金は、非営利活動についてのみ認められる。事業活動やその他の同様の活動の過程で発生した費用は対象外である。

本条に基づく補助金の支給基準および支給手続きに関する詳細規定は、政令で定める。

(国立ユースワーク専門性センターに対する国の補助金)

第十九条

国立ユースワーク専門性センターの活動資金のための歳出は、年間の国家予算に含めることができる。

専門性センターが補助金を受けるための資格は、教育文化省が決定する。若者、ユースワーク、若者政策に関する知識と情報を生成し、編集し、活用し、共有することによって、若者に関連した問題についての基礎的かつ特別な専門性、および、若者に関連した分野における専門家やその他のサービスを開発し促進することが、専門性センターが補助金を受けるための前提条件である。さらに、専門性センターは、第二条で定義された目的を追求し、その根底にある原則を推進しなければならない。

補助金を受ける資格があるかどうかを評価する際には、センターの財務や運用資源の管理、ユースワークにおけるその全国的な役割、社会的影響、国のユースワークと若者政策のためのプログラム、専門性センターの既存のシステムやネットワークなども考慮に入れなければならない。補助金の受給資格は、一定期間有効である。

補助金の額を決定する際には、センターのユースワーク活動の種類と基準、および、その社会的影響を考慮しなければならない。国の補助金は、非営利活動についてのみ認められる。事業活動やその他の同様の活動の過程で発生した費用は対象外である。余剰金はすべて、ユースワークとその更なる発展のために使われなければならない。

専門性センターとその任務、補助金の受給資格の基準、補助金を受けるために必要な前提条件に関する詳細規定は、政令で定める。

(国立ユースセンターに対する国の補助金)

第二十条

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

国立ユースセンターの活動資金のための歳出は、年間の国家予算に含めることができる。

国立ユースセンターが補助金を受けるための資格は、教育文化省が決定する。ユースセンターが第二条に示されている目的を追求しその原則を推進していることと、ユースセンターの主たる全面的な活動が、ガイド付き冒険、自然や環境に関連した活動、文化的活動、キャンプ活動を若者に提供することであるが、補助金を受けるために必要な前提条件である。同時に、ユースセンターは、若者の国際志向と持続可能な発展を促進することを目指さなければならない。補助金を受ける資格があるかどうかを評価する際には、センターの財務や運用資源の管理、その活動の社会的影響、ユースセンターの全国的なシステムやネットワークを考慮に入れなければならない。

補助金の額を決定する際には、センターのユースワーク活動の種類と基準、および、その社会的影響を考慮しなければならない。国の補助金は、非営利活動についてのみ認められる。事業活動やその他の同様の活動の過程で発生した費用は対象外である。余剰金はすべて、ユースワーク活動のさらなる発展とユースワーク活動の用いられるインフラの維持、整備に充てられなければならない。

補助金の受給資格の基準、補助金を受けるために必要な前提条件に関する詳細規定は、政令で定める。

(ユース・ワークショップ活動に対する国の補助金)

第二十一条

ユース・ワークショップの活動資金のための歳出は、年間の国家予算に含めることができる。

ユース・ワークショップが、その活動が補助金の対象となるためには、教育文化省から補助金を受ける資格についての承認をまず受けなければならない。ユース・ワークショップは、その活動の目的及び目標、並びに、第二条に定められている目的及びその根底にある原則を追求しているとき、補助金の受給資格を得ることができる。補助金の受給資格を決定する際には、ワークショップの財政資源と運営資源およびその活動の社会的影響を考慮しなければならない。

補助金の額を決定する際には、ユース・ワークショップ活動の種類と基準、および、その活動が第二条で定められている目的を追求しその根底にある原則を推進する仕方を考慮に入れなければならない。国の補助金は、非営利活動についてのみ認められる。事業活動やその他の同様の活動の過程で発生した費用は対象外である。余剰金はすべて、ユース・ワークショップ活動の維持とさらなる発展に充てられなければならない。

補助金の受給資格の基準、補助金を受けるために必要な前提条件に関する詳細規定は、政令で定める。

(その他の国の補助金)

第二十二條

ユースワークおよび若者政策の分野における研究、国際的なユースワークおよび政策協力、ユースワーク施設の建設、改修および装備、アウトリーチ・ユースワーク、ユースワーク活動の開発のための歳出は、年間の国家予算に含めることができる。

(補助金の受給資格の取消し)

第二十三條

ユースワーク専門性センター、第二十條で触れた国立ユースセンター、第二十一條で触れたユース・ワークショップが、この法律またはこの法律に基づいて発出された規則に基づいた補助金の基準を満たせなくなった場合、教育文化省は、補助金の受給資格を取り消すことができる。

二年間連続して、その活動が、この法律又はこの法律に基づいて発出されたその他の規則に沿った補助金の基準を満たさない場合には、教育文化省は、その組織について補助金受給資格の承認を取り消すことができる。

第六章 雑則

(参加・意見聴取・影響)

第二十四條

若者協議会や同様の若者意見表明組織に参加、影響力を発揮するために若者に提供される機会についての規定は、地方自治法 (the Local Government Act (410/2015)) 第二十六條に定める。

地方政府および中央政府は、本法の規定とは別に、地方、州、全国のユースワークと若者政策に関連する問題の処理に若者が関与し影響力を発揮する機会を、若者に提供し組織しなければならない、あるいは、その他の方法で、こうした問題の処理に関し、若者の意見が聴取されることを保障しなければならない。さらに、若者に影響を与える事項について、若者の意見を聞かなければならない。

(国の補助金統括機関)

第二十五條

この法律の目的上、補助金統括機関は教育文化省である。教育文化省は、国家予算から、国の補助金として、国の出先の地域行政機関に配分することができる。

(政府の交付金と国の補助金の予算手当)

『フィンランド2017年若者法』(試訳)

第二十六条

この法律に定める政府の交付金と国の補助金は、主として、賭博、サッカーくじ、宝くじの収益を財源とする。

(上訴)

第二十七条

教育文化省の決定についての再審査の請求は、行政手続法 (the Administrative Procedure Act (343/2003)) の規定に基づいて提出することができる。

再審査の請求に関する決定についての上訴は、行政司法手続法 (the Administrative Judicial Procedure Act (586/1996)) の規定に基づいて、行政裁判所に行うことができる。

第二十三条に定める国の補助金の受給資格の取下げに関する行政裁判所の決定に対しては、行政司法手続法の規定に基づいて上訴することができる。行政裁判所のその他の決定に対しては、最高行政裁判所によって発出された上訴許可があるときのみ、上訴することができる。

(開示の裁量権)

第二十八条

この法律に基づいて職務を遂行する関係者は、不開示義務を負っているものの、人が暴力にさらされる危険性がある可能性を示唆する状況に気づいた場合には、生命と身体への脅威を査定し、あらゆる脅迫行為を防止する目的のために必要な情報を警察に開示する権利を有する。

第七章 施行

(施行)

第二十九条

本法は、20____から施行される。

本法により、2006年若者法 (the Youth Act of 2006(72/2006)) は効力を失う。

本法の他の箇所でも、本法が施行された時点で有効である、現行の若者法について言及されている場合には、廃止されることとなる法律に代えて、本法を指す。

(移行規定)

第三十条

2017年の、ユースワーク専門性センターへの補助金、第二十条に規定する国立ユースセンターへの補助金、第二十一条に規定するユース・ワークショップへの補助金は、

本法の施行時点で有効な法律の規定に基づいて助成されなければならない。

若者協議会および評価・補助金委員会は、本法の施行に伴って若者協議会の名称を国家若者協議会に変更することを除き、現在の任期を務める。

教育文化省は、2017年7月1日までに、現在は廃止される若者法の下で補助金を受けている組織やユースセンターについて、特段の再申請がなくても、補助金の受給資格を審査する。

第五条に定める、第一次国家ユースワークと政策プログラムは、2017年から2019年の間に採択される。